

# 第1号被保険者の介護保険料を改定します

▶高齢者支援課 ☎ 042-438-4031

高齢化の進展による介護給付費の増加、介護保険制度改正への対応、国の介護報酬改定などを踏まえ、第7期介護保険事業計画の中で平成30年度から32年度の第1号被保険者の介護保険料を新たに算定しましたのでお知らせします。

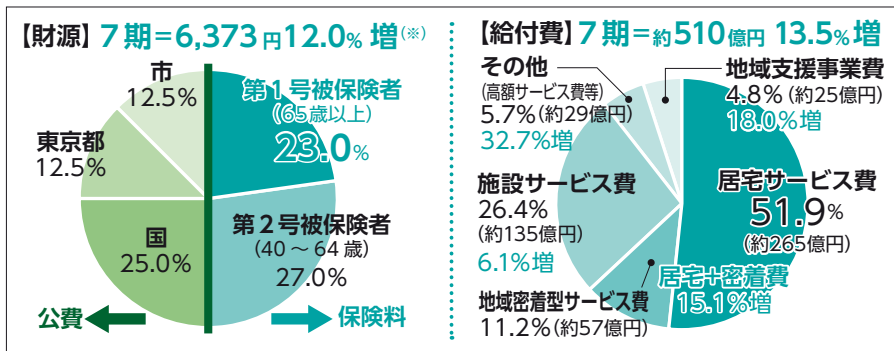
## 財源構成

介護保険事業費の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料(介護給付費交付金)、国、都、市の負担金により構成されます。第7期では、第1号被保険者の負担割合は23.0%に、第2号被保険者の負担割合は27.0%に変更されました。

## 介護保険の給付費の見込み

介護保険のサービスは、ホームヘルプサービス(訪問介護)やデイサービス(通所介護)などの在宅の方へのサービス(居宅サービス費・地域密着型サービス費)と、特別養護老人ホームなどの施設に入所されている方へのサービスで主に構成されています。第7期では、高齢化の進展などに伴い、3年間の給付費総額を約510億円と見込んでいます。

## 介護保険の財源と給付費の内訳



※準備基金取り崩しにより、給付費の増と保険料の増は異なります。  
 ※上記の公費負担割合は、施設サービス費、地域支援事業費では若干異なります。

## 第1号被保険者介護保険料

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は、介護サービスの利用に係る介護給付費や地域支援事業費などに必要な費用のうち、23%をご負担いただくことになります。

①保険料段階は、基準額に対する保険料の負担割合および第9段階以上の多段階設定について各自自治体の実情に応じて決定されます。第7期では、引き続き第6期と同様の所得段階に設定しました。

②介護給付費準備基金については、高齢化の進展による介護認定者数、利用者数の増加を踏まえ、必要最低限の部分を除き、可能な限りの繰入を行い介護保険料の上昇抑制を行いました。

上記の基本的考え方をもとに、算出した結果、第7期(平成30年度から32年度)保険料基準月額、6,373円となりました。この基準月額をもとに所得段階ごとの保険料額が決まりました。

## 納入通知書の送付

平成30年度介護保険料納入通知書は、7月中旬の送付を予定しています。

## 第7期 介護保険料

段階	対象者	保険料率	保険料	
			月額	年額
第1段階 ※①~③のいずれかに該当する方	①生活保護を受給している方	0.43	2,741円	32,800円
	②老齢福祉年金を受給している方			
	③80万円以下の方			
第2段階	本人の課税対象となる前年の年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下で、第1段階に該当しない方	0.64	4,079円	48,900円
	第1・第2段階のいずれにも該当しない方	0.67	4,270円	51,200円
第3段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税で、本人の課税対象となる前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.88	5,609円	67,300円
第4段階	80万円より高い方	1.00	6,373円(基準月額)	76,400円
第5段階	120万円未満の方	1.15	7,329円	87,900円
第6段階	120万円以上200万円未満の方	1.25	7,967円	95,600円
第7段階	200万円以上300万円未満の方	1.50	9,560円	114,700円
第8段階	300万円以上400万円未満の方	1.65	10,516円	126,100円
第9段階	400万円以上500万円未満の方	1.75	11,153円	133,800円
第10段階	500万円以上600万円未満の方	1.80	11,472円	137,600円
第11段階	600万円以上700万円未満の方	1.85	11,791円	141,400円
第12段階	700万円以上800万円未満の方	1.90	12,109円	145,300円
第13段階	800万円以上900万円未満の方	1.95	12,428円	149,100円
第14段階	900万円以上1,000万円未満の方	2.00	12,746円	152,900円
第15段階	1,000万円以上2,000万円未満の方	2.20	14,021円	168,200円
第16段階	2,000万円以上の方	2.30	14,658円	175,800円
第17段階				

※介護保険料は、毎年4月1日を基準日として賦課します。平成30年度の介護保険料は前年(平成29年1月1日~12月31日)の合計所得金額で算定します。  
 ※5月以降に65歳になる方や転入者の保険料額は、月割りで算定します。  
 ※合計所得金額とは、繰越損失控除前の総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額です。(平成30年度からは短期・長期譲渡所得については特別控除の金額を差し引いた額)  
 ※第1~第5段階の合計所得金額は年金収入に係る所得金額を差し引いた額となります。  
 ※保険料額は年額で決定するため、月額は目安であり、実際の徴収額とは異なります。

## 皆様のご意見をお寄せください 泉小学校跡地周辺計画(地区計画)に伴う公園整備

平成29年1月に「泉小学校跡地活用方針」が決定しました。この方針の内容を踏まえつつ、地域の特性に応じた将来像の実現に向けて、小学校の跡地を中心とした地域において、地区計画(建築物の建て方のルールなど)を定め、平成31年度末に公園を整備する予定です。

### 公園施設の方針概要

- ボール遊び機能  
子どもから高齢者までが共に集える憩いの場として、ボール遊びスペースを有した公園を整備します。
- 防災機能

公園施設では、泉小学校が担ってきた災害拠点としての役割を引き継ぐとともに、災害時に必要となる設備などを整備します。このほか、泉小学校の歴史を保存するために、公園施設内にメモリアルを設置します。

### 基本・実施設計

「どんな設備があったらいいか」「こんな遊具がほしい」「四季折々の花を見ることが出来る」など、地域の方のニーズに合った親しまれる公園整備のため、市民の皆様のご意見をお聞かせください。

### 市民懇談会

- 時 6月24日(日)午後2時~4時
- 場 エコプラザ西東京 ※当日、直接会場へ
- 対 在住・在勤・在学の方
- 内 (予定)
  - 6月24日 基本イメージの検討について…市から提示する案について、ご意見・要望を集約
  - 7月29日 基本設計(素案)について…①を受けて更新した案についてご確認、ご意見をいただき、概要を固める
  - 9月上旬 基本設計(案)の確認…②を受けて更新した案をご報告し、最終案を確認

※いただいた意見などを設計に反映させるための市民懇談会(全3回)  
 ▶みどり公園課 ☎ 042-438-4045



## 子どもの事故を防止しよう

東京消防庁管内では、日常生活における5歳以下の子ども(乳幼児)の救急搬送人員が多くなっています。乳幼児は危険を察知することや危険を回避することが不得手です。

### こんな事故が起きています!

- 自宅の浴槽での「おぼれ」  
お風呂や水遊びをさせている時は、目を離さないようにしましょう。
- やけど(みそ汁・お茶・熱湯)  
やけどのおそれのあるものは、子ども

の手の届くところに置かず、特に電気ケトルの転倒に注意しましょう。子どもを抱いたままの調理や、熱い物の飲食はしないようにしましょう。

- 窓やベランダから「落ちる」  
エアコンの室外機、植木鉢を置く場所にも注意しましょう。ベランダの出入り口の窓には、二重に鍵をかけましょう。
- ものがつまると  
窒息は放置すれば死に至る重大な事故

につながり、灯油・ボタン電池など、誤って飲み込むと大変危険です。食べ物は、年齢に応じた大きさにし、また、食べさせる時は、飲み込むまで見届けましょう。

- 子どもは日々成長し、行動範囲が広がっていきます。家族など周囲の人が事前に対策をとることで、重大な事故から子どもを守りましょう。
- ☎西東京消防署 ☎ 042-421-0119
- ▶危機管理室 ☎ 042-438-4010

